

建設業許可及び宅地建物取引業免許の申請等状況

H26.8.26 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

1 建設業許可関係

(1) 知事許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成23年度	1,092	6,053	31,952	39,097
平成25年度	1,071	2,643	28,854	32,568

※ 平成7年1月1日から許可の有効期間が3年から5年に延長された関係で、更新許可申請件数に不均衡が生じています。

本県においては、近年最も申請件数が多いのが平成23年度、最も少ないのが平成25年度となっております。

(2) 大臣許可の申請等件数

	新規許可申請	更新許可申請	決算・変更届	合計
平成24年度	36	117	1,816	1,969
平成25年度	27	68	1,604	1,699

※月2回、関東地方整備局あて送付

2 宅建業免許関係

(1) 知事免許の申請等件数

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	295	1,929	2,516	4,740
平成25年度	321	1,846	2,540	4,707

(2) 大臣免許の申請等件数 (宅建システム等による概数)

	新規免許申請	更新免許申請	変更届	合計
平成24年度	7	14	320	341
平成25年度	10	15	300	325

※随時、関東地方整備局あて送付

【参考資料】公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用について

●みなし寡婦控除適用対象世帯の推計

平成26年7月末現在

管理戸数	入居世帯	ひとり親世帯
4,645戸	4,061世帯	773世帯

※全児童扶養手当受給者数の内、未婚の受給者数は約10%(福祉部局より)

773世帯×10%≒77世帯

●市営住宅の家賃算定について

$$\boxed{\text{家賃}} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村の係数} \times \text{規模係数} \\ \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

区分	分位	政令月収	家賃算定基礎額	
一般世帯	1	0円～104,000円	34,400円	
	2	104,001円～123,000円	39,700円	
	3	123,001円～139,000円	45,400円	
	4	139,001円～158,000円	51,200円	
収入超過対象	裁量階層	5	158,001円～186,000円	58,500円
		6	186,001円～214,000円	67,500円
		7	214,001円～259,000円	79,000円
		8	259,001円～	91,100円

$$\boxed{\text{政令月収}} = \{(\text{世帯の年間所得金額}) - (\text{控除額})\} \div 12 \text{月}$$

※所得税法に基づく所得

【控除額の種類】※公営住宅法施行令による

種類	控除額
同居親族控除	38万円
扶養控除	25万円
老人扶養控除	10万円
寡婦(夫)控除	27万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円

※所得税法に規定する寡婦(夫)

【参考 1】市営住宅制度における比較

区分	婚姻歴のある母子世帯	非婚母子世帯	根拠など
家賃算定時の寡婦控除	○(27万円)	×	公営住宅法・施行令
募集時の優遇	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※父子家庭については対象外のため現在検討中
収入基準の緩和 ※6分位まで申込可(通常4分位)	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※中学校修了前の子供がいる世帯が対象 ※収入による分位の決定には非婚母子世帯には寡婦控除の適用無し。

【参考 2】寡婦控除を適用した場合の家賃算定例（松山市営太山寺団地第 1 号棟）

○非婚母子 3 人世帯として

年間給与収入 約 350 万円 ※児童扶養手当は除く

所得控除後の所得金額 227 万円

(現行)

政令月収 = { 227 万円 - 76 万円 } ÷ 12 ≒ 12 万 5 千円 (収入分位③)
(所得金額) (同居親族控除) →家賃額 35,200 円

(みなし寡婦控除を適用した場合)

政令月収 = { 227 万円 - 76 万円 - 27 万円 } ÷ 12 ≒ 10 万 3 千円 (収入分位①)
(所得金額) (同居親族控除) (寡婦控除) →家賃額 26,700 円

※家賃の差額…月額 8,500 円

兵庫県営住宅の管理戸数・入居状況調べ

兵庫県県土整備部住宅管理課

1 時 点 : 平成26年3月31日現在

2 対 象 : 一般県営住宅(特別賃貸住宅を除く)

3 管理戸数 : 52,404戸

4 入居戸数 : 48,526戸(うち政策空家※2,988戸)

※政策空家とは、建替住宅、用途廃止住宅等の空家で、入居斡旋が出来ない住戸を指す

5 入居率 : 92.6%

県における創業支援の取組と権限移譲の必要性について

平成26年8月26日
九州地方知事会
(大分県商工労働部経営金融支援室)

1. 県独自の創業支援の取組

九州・山口各県では、それぞれ工夫を行い各県独自の創業支援の取組を実施。

(1) 大分県の取組例(おおいた創業促進事業)

① スタートアップ支援機関連絡会議

創業支援の関係機関が個別に実施している支援情報を共有するとともに、創業希望者の掘り起こし、創業希望者への情報提供、助言・指導等に関する意見交換を行い、効果的な創業支援を実践することを目指し、平成24年4月に設置。

【参加機関】

商工団体、中核的支援機関、金融機関、信用保証協会、県内ベンチャーキャピタル、公設試験研究機関等(事務局:大分県)

【支援実績】(平成25年度 参加機関トータル)

- ・創業相談件数 1,534件(24年度は1,169件 +31.2%)
- ・創業実現件数 424件(24年度は304件 +39.5%)

② おおいた創業セミナーの開催

創業希望者の準備段階に応じ、創業に必要な事業計画作成、マーケティング、手続き等の知識習得や、人脈形成等を支援するセミナーを開催。

2. 県と市町村「創業支援事業計画」との連携可能性(権限移譲のメリット)

(1) 相互補完的な施策の立案・実践

市町村の実施している「UIターン支援」「地域資源活用促進」など創業支援と親和性の高い施策と、県及び支援機関が既の実施している創業支援施策の連携について、計画作成段階からすり合わせを行うことで、実践段階での連携体制も円滑化することが期待される。

また、県、市町村双方の支援施策立案に当たっても、計画作成、計画変更の過程で情報を共有することで、補完性を高めることが可能となる。

(2) 地域の創業動向に関する情報集約と活用

これまで創業支援窓口を設置していなかった市町村にとって、域内の創業支援に関

するデータ取得、目標設定等は困難。

県が「スタートアップ支援機関連絡会議」から収集した情報を適宜市町村に提供（将来的には双方の情報を共有）することで、計画作成、施策立案に資する。

（３）県域で活動する支援機関との連絡・調整

商工団体、金融機関等では、県域を束ねる本部等で情報集約、意思決定等が行われているケースが多い。

そうした本部との連絡・調整の役割を認定機関としての県が担うことで、作成する計画の実効性を高める。

（４）規模の小さい市町村の連携支援

単独では創業支援事業計画の作成が困難（支援メニュー新設や一定数の創業希望者の確保など）な市町村について、県の仲介により近隣市町村との連携計画を作成することで、より多くの創業者が法に基づく支援を受けられる。

（５）手続きの迅速化

各都道府県が管内市区町村の計画作成に対する事前調整、審査事務等を行うことで、現在地方経済産業局が行っている事前調整、中小企業庁を中心に行っている審査よりも大幅に短い期間で計画認定が可能となり、市区町村がスピーディに計画を実行に移せる。

3. 国に担っていただきたい役割

（１）全国的な競争的資金（補助金・交付金等）の実施

（独）中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」や、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金」等については、県内の創業希望者や市町村に積極的な活用を呼びかけているところ。

こうした競争的資金へのエントリーは、事業計画の精度向上や、新規性・独自性の深掘りなどに有用であり、全国から寄せられる計画との比較審査を受けることで、計画のレベルアップにもつながる。

都道府県に認定権限が移譲された場合であっても、全国的な競争的資金については、継続して実施していただきたい。

（２）特定創業支援事業を受けた創業者に対する支援措置の拡充

産業競争力強化法第113条に基づき市町村が作成し、認定を取得し創業支援事業計画に記載された「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する支援措置は、法人設立時の登記に係る登録免許税の軽減等があるが、創業者が法に基づく創業支援を受ける意欲をさらに喚起するため、引き続き支援措置の拡充をお願いしたい。